



国土交通省近畿地方整備局

Kinki Regional Development Bureau

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

|                  |      |                     |
|------------------|------|---------------------|
| 国土交通省<br>近畿地方整備局 | 配布日時 | 平成30年4月3日<br>14時00分 |
| 資料配布             |      |                     |

|    |   |
|----|---|
| 件名 | 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を10水系73市町村に配信エリアを拡大します！<br>～洪水の危険性を流域住民へ迅速に情報提供し、主体的な避難を促進～ |
|----|---|

|    |  |
|----|--|
| 概要 | <p>○国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から洪水情報※1のプッシュ型配信※2に取り組んでいます。</p> <p>○近畿地方整備局管内では、平成29年6月15日から自治体や携帯電話事業者との調整等が整った9水系68市町村で運用開始していましたが、<u>平成30年5月1日から新たに調整等の整った市町村を加えた10水系73市町村に配信エリアを拡大します。</u></p> <p>※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。</p> <p>※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。</p> |
|----|--|

|     |       |
|-----|-------|
| 取扱い | _____ |
|-----|-------|

|      |  |
|------|--|
| 配布場所 | 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ<br>【同時配布】<br>京都府政記者クラブ、豊中記者クラブ、兵庫県政記者クラブ、但馬県民局記者クラブ、豊岡市政記者クラブ、奈良県政記者クラブ |
|------|--|

|      |  |
|------|--|
| 問合せ先 | 近畿地方整備局 河川部<br>水災害予報センター長 <small>さくま</small> 佐久間 <small>まさみ</small> 維美<br>水災害対策専門官 <small>はやし</small> 林 <small>たかひろ</small> 貴宏<br>TEL 06-6944-8853（直通） |
|------|--|

(参考資料)

# 緊急速報メールを活用した 洪水情報のプッシュ型配信

国土交通省 近畿地方整備局

平成30年4月

# 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

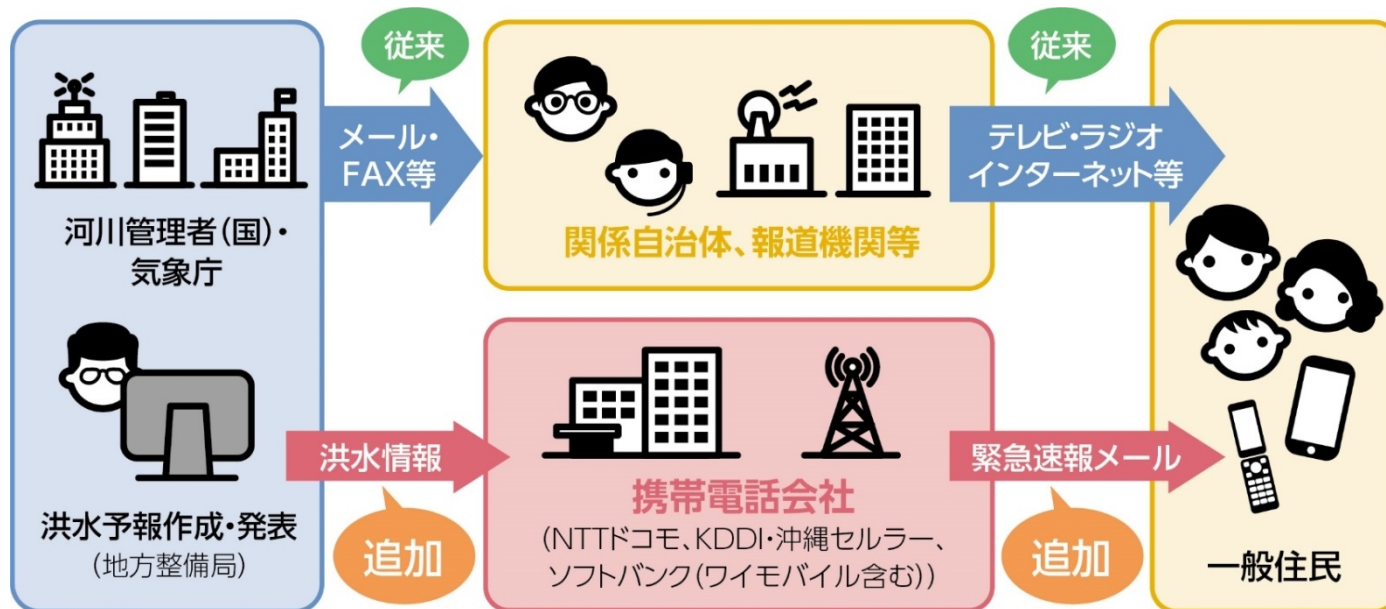
～平成30年5月1日から、10水系73市町村に洪水情報の配信エリアを拡大します～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、国が管理する2河川(鬼怒川、肱川)の沿川市町村(茨城県常総市、愛媛県大洲市)において緊急速報メールを活用した洪水情報<sup>※1</sup>のプッシュ型配信<sup>※2</sup>に取り組んでいます。

近畿地方整備局では、平成30年5月1日から国管理河川10水系73市町村に配信エリアを拡大します。

※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報(レベル4)及び氾濫発生情報(レベル5)の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。

※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。



## 洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、国土交通省が発信元となり、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

# 配信内容①

## 1 エリア拡大開始日

平成30年5月1日（火）

## 2 配信対象

近畿地方整備局が管理する10水系73市町村（詳細は、別表による）

## 3 配信対象者

配信対象エリア内の携帯電話（NTTドコモ、KDDI・沖縄セルラー、ソフトバンク（ワイモバイル含む））のユーザーを対象

## 4 配信情報

対象河川において、「河川氾濫のおそれがある（氾濫危険水位を超えた）情報」及び「河川氾濫が発生した情報」を配信

| 段階   | 配信情報                                   | 配信契機   |
|------|--|--|
| ①    | 河川氾濫のおそれがある情報                          | 対象河川の基準観測所の水位が氾濫危険水位に到達し、氾濫危険情報が発表された時                 |
| ②-I  | 氾濫が発生した情報<br>(※河川の水が堤防を越えて流れ出ている情報)    | 対象河川の基準観測所の受持区間で河川の水が堤防を越えて流れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時    |
| ②-II | 氾濫が発生した情報<br>(※堤防が壊れ河川の水が大量に溢れ出している情報) | 対象河川の基準観測所の受持区間で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出る事象が発生し、氾濫発生情報が発表された時 |

## 配信内容②

### 5 配信文案

洪水情報のプッシュ型配信では、以下文案例のように緊急速報メールが住民に配信されます。

#### ○配信対象となる市町村の住民へ配信される淀川の洪水情報の例

##### ①河川氾濫のおそれ

###### 【見本】

(件名)  
河川氾濫のおそれ

(本文)  
淀川の枚方観測所（枚方市）付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。堤防が壊れるなどにより浸水のおそれがあります。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
本通知は、近畿地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

②- i 河川氾濫発生  
(河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)

###### 【見本】

(件名)  
河川氾濫発生

(本文)  
淀川の枚方市〇〇地先（左岸、東側）付近で河川の水が堤防を越えて流れ出ています。防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
本通知は、近畿地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

②- ii 河川氾濫発生  
(堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)

###### 【見本】

(件名)  
河川氾濫発生

(本文)  
淀川川の枚方市〇〇地先（左岸、東側）付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています。防災無線、テレビ等により自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。  
本通知は、近畿地方整備局より浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺においても受信する場合があります。

(国土交通省)

洪水情報の配信先一覧(平成30年5月1日配信開始)

(別表)

※赤字が拡大配信する水系及び市町村です。

| 水系名 | 河川名               | 基準観測所<br>(位置)    | 基準観測所の受持区間  | 配信対象市町村   |
|-----|-------------------|------------------|---|---|
| 由良川 | 由良川<br>土師川        | 福知山<br>(京都府福知山市) | 由良川: 左岸: 京都府福知山市前田地先から海まで<br>右岸: 京都府福知山市猪崎から海まで<br>土師川: 左岸: 京都府福知山市堀地先から由良川への合流点まで<br>右岸: 京都府福知山市土師地先から由良川への合流点まで   | 京都府 福知山市、舞鶴市、宮津市  |
|     | 由良川               | 綾部<br>(京都府綾部市)   | 左岸: 京都府綾部市野田地先から京都府福知山市前田地先まで<br>右岸: 京都府綾部市味方町地先から京都府福知山市猪崎地先まで   | 京都府 綾部市、福知山市  |
| 淀川  | 野洲川               | 野洲<br>(滋賀県野洲市)   | 左岸: 湖南市石部北4丁目から琵琶湖への流入点まで<br>右岸: 湖南市菩提寺から琵琶湖への流入点まで   | 滋賀県 近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市                               |
|     | 瀬田川               | 関ノ津<br>(滋賀県大津市)  | 左岸: 瀬田川洗堰から大津市関津2丁目まで<br>右岸: 瀬田川洗堰から大津市石山南郷町まで  | 滋賀県 大津市   |
|     | 瀬田川               | 鳥居川<br>(滋賀県大津市)  | 左岸: 大津市玉野浦字高砂から瀬田川洗堰まで<br>右岸: 大津市晴嵐1丁目から瀬田川洗堰まで   | 滋賀県 大津市   |
|     | 淀川                | 枚方<br>(大阪府枚方市)   | 左岸: 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から海まで<br>右岸: 桂川、宇治川、木津川三川の合流点から海まで  | 大阪府 吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、門真市、摂津市、島本町<br>京都府 八幡市、大山崎町    |
|     | 宇治川               | 榎尾山<br>(京都府宇治市)  | 左岸: 京都府宇治市宇治塔川から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで<br>右岸: 京都府宇治市宇治紅苜から桂川、宇治川、木津川三川の合流点まで  | 京都府 京都市伏見区、宇治市、八幡市、久御山町                                     |
|     | 木津川               | 加茂<br>(京都府木津川市)  | 左岸: 京都府木津川市加茂町山田野田から淀川への合流点まで<br>右岸: 京都府相楽郡和束町大字木屋から淀川への合流点まで   | 京都府 京都市伏見区、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久御山町、井手町、笠置町、和束町、精華町       |
|     | 桂川                | 桂<br>(京都府西京区)    | 左岸: 京都府京都市西京区嵯峨亀ノ尾町から淀川への合流点まで<br>右岸: 京都府京都市西京区嵐山元録山町から淀川への合流点まで  | 大阪府 島本町<br>京都府 京都市下京区、南区、右京区、伏見区、西京区、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町 |
|     | 木津川<br>服部川<br>拓植川 | 岩倉<br>(三重県伊賀市)   | 木津川: 左岸: 三重県伊賀市大内から京都府相楽郡笠置町笠置まで<br>右岸: 三重県伊賀市守田町から京都府相楽郡笠置町大字切山まで<br>服部川: 左岸: 三重県伊賀市服部町字向中川原から木津川への合流点まで<br>右岸: 三重県伊賀市服部町字上川原から木津川への合流点まで<br>拓植川: 左岸: 三重県伊賀市山神から服部川への合流点まで<br>右岸: 三重県伊賀市山神から服部川への合流点まで | 京都府 和束町、笠置町、南山城村<br>奈良県 奈良市<br>三重県 伊賀市                      |
|     | 名張川<br>宇陀川        | 名張<br>(三重県名張市)   | 名張川: 左岸: 三重県名張市大字下比奈知松尾から奈良県山辺郡山添村吉田まで<br>右岸: 三重県名張市大字下比奈知下垣内から三重県伊賀市大滝まで<br>宇陀川: 左岸: 奈良県宇陀市室生大野から名張川への合流点まで<br>右岸: 奈良県宇陀市室生大野から名張川への合流点まで  | 三重県 名張市<br>奈良県 宇陀市、山添村                                      |
|     | 猪名川<br>藻川         | 小戸<br>(大阪府池田市)   | 猪名川: 左岸: 大阪府池田市吉江町地先から神崎川合流点まで<br>右岸: 兵庫県川西市滝山字上ノ宮から神崎川合流点まで<br>藻川: 猪名川からの分派点から猪名川合流点まで   | 大阪府 豊中市、池田市<br>兵庫県 川西市、尼崎市、伊丹市                              |
| 大和川 | 大和川               | 板東<br>(奈良県大和郡山市) | 左岸: 奈良県磯城郡川西町大字吐田 吐田井堰下流端から奈良県・大阪府県境まで<br>右岸: 奈良県磯城郡川西町大字吐田 吐田井堰下流端から奈良県・大阪府県境まで  | 奈良県 三宅町、三郷町、川西町   |
|     | 大和川               | 柏原<br>(大阪府藤井寺市)  | 左岸: 奈良県・大阪府県境から海まで<br>右岸: 奈良県・大阪府県境から海まで  | 大阪府 松原市   |
| 円山川 | 円山川               | 立野<br>(兵庫県豊岡市)   | 左岸: 兵庫県豊岡市日高町浅倉字茶園1024番地の1地先から海まで<br>右岸: 兵庫県豊岡市日高町赤崎字開キ1046番地先から海まで   | 兵庫県 豊岡市<br>※ただし、「氾濫が発生した情報」のみ                               |
|     | 出石川               | 弘原<br>(兵庫県豊岡市)   | 左岸: 兵庫県豊岡市出石町鍛冶屋字五反田377番1地先から円山川合流点まで<br>右岸: 兵庫県豊岡市出石町小字山椒畑182番地から円山川合流点まで  | 兵庫県 豊岡市<br>※ただし、「氾濫が発生した情報」のみ                               |
| 加古川 | 加古川               | 板波<br>(兵庫県西脇市)   | 左岸: 兵庫県加東市多井田から美藪川合流点まで<br>右岸: 兵庫県加東市上滝野から美藪川合流点まで  | 兵庫県 加東市、小野市、加西市   |
|     | 加古川               | 国包<br>(兵庫県加古川市)  | 左岸: 美藪川合流点から海まで<br>右岸: 美藪川合流点から海まで  | 兵庫県 加古川市、高砂市、播磨町  |
| 揖保川 | 揖保川               | 山崎第二<br>(兵庫県宍粟市) | 左岸: 兵庫県宍粟市一宮町安積から菅野川合流点まで<br>右岸: 兵庫県宍粟市一宮町安積から菅野川合流点まで  | 兵庫県 宍粟市   |
|     | 揖保川<br>中川<br>元川   | 龍野<br>(兵庫県たつの市)  | 左岸: 揖保川(菅野川合流点から海まで)、中川(揖保川からの分岐点から海まで)、元川(中川からの分岐点から中川との合流点まで)<br>右岸: 揖保川(菅野川合流点から海まで)、中川(揖保川からの分岐点から海まで)、元川(中川からの分岐点から中川との合流点まで)  | 兵庫県 宍粟市、たつの市、太子町  |

近畿地方整備局

| 水系名  | 河川名    | 基準観測所<br>(位置)     | 基準観測所の受持区間  | 配信対象市町村                        |
|------|--------|-------------------|---|--------------------------------|
| 紀の川  | 紀の川    | 三谷<br>(和歌山県かつらぎ町) | 左岸:和歌山県伊都郡九度山町・同かつらぎ町境から貴志川合流点(和歌山県紀の川市)<br>右岸:和歌山県橋本市・同伊都郡かつらぎ町境から和歌山県紀の川市・同岩出市境   | 和歌山県 和歌山市、紀の川市、橋本市、かつらぎ町、九度山町  |
|      | 紀の川    | 五條<br>(奈良県五條市)    | 左岸:栄山寺橋(奈良県五條市)から和歌山県伊都郡九度山町・同かつらぎ町境<br>右岸:栄山寺橋(奈良県五條市)から和歌山県橋本市・同伊都郡かつらぎ町境   | 和歌山県 橋本市、かつらぎ町、九度山町<br>奈良県 五條市 |
|      | 紀の川    | 船戸<br>(和歌山県岩出市)   | 左岸:貴志川合流点(和歌山県岩出市)から海まで<br>右岸:和歌山県紀の川市・同岩出市境から海まで   | 和歌山県 和歌山市、岩出市、紀の川市             |
| 新宮川  | 熊野川下流  | 成川<br>(三重県紀宝町)    | 左岸:三重県南牟婁郡紀宝町北檜杖から海まで<br>右岸:和歌山県新宮市南檜杖から海まで   | 三重県 紀宝町                        |
| 九頭竜川 | 九頭竜川   | 中角<br>(福井県福井市)    | 左岸:福井県吉田郡永平寺町谷口から海まで<br>右岸:福井県吉田郡永平寺町鳴鹿山鹿から海まで  | 福井県 福井市、坂井市、あわら市、永平寺町          |
|      | 日野川    | 深谷<br>(福井県福井市)    | 左岸:福井県福井市朝宮町から九頭竜川幹川合流点まで<br>右岸:福井県福井市種池町から九頭竜川幹川合流点まで  | 福井県 福井市                        |
| 北川   | 北川、遠敷川 | 高塚<br>(福井県小浜市)    | 北 川: 左岸:福井県三方上中郡若狭町新道の瓜生大井根堰堤下流端から海まで<br>右岸:福井県三方上中郡若狭町瓜生の瓜生大井根堰堤下流端から海まで<br>遠敷川: 左岸:福井県小浜市遠敷112号髯街道の国道27号遠敷橋から北川幹川合流点まで<br>右岸:福井県小浜市国分47号馬場の国道27号線遠敷橋から北川幹川合流点まで | 福井県 小浜市、若狭町                    |